[対象資格]

- 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育講座
- ・就業に結び付く可能性が高い講座
- その他、福祉事務所長が地域の実情に応じて 対象とする講座

[支給額]

教育訓練のために支払った費用の 60% (上限 2 0 万円)

【相談・問合せ先】

〜大切な家族を自死で亡くされた人へ〜 「家族の集い」のご案内

この会は、とっとり自死遺族自助グループ「コスモスの会」の協力により開催しています。

大切なご家族を自死で亡くされた人が集い、 安心して語り合い、気持ちを分かち合う会です。

[日時] 12月3日(火)

午後2時~3時30分

[場所] 鳥取市さざんか会館 (鳥取市富安2-104-2)

- ※事前申込不要
- ※匿名での参加も可能です
- ※他の人の話を聴くだけでもかまいません

冬休みを利用して予防接種を 受けましょう!

本町では、ロタウイルス、B型肝炎、肺炎球菌、BCG、五種混合、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん(女児)の定期予防接種を行っています。該当のお子さんには接種券を個別に通知、あるいは訪問、健診でお渡ししています。

事前に医療機関へ予約し、**接種券、予診票、** 母子手帳を持って接種しましょう。

予防接種は無料で接種できる期間が決まって います。期間内に接種しましょう。

【相談・問合せ先】

保健センター 福祉課 ☎75-4101

ひとり親家庭の人対象給付金制度の紹介

■高等職業訓練促進給付金について

対象資格取得のために養成機関などで1年 以上修業する場合、就業期間中の生活費の負 担軽減を図るため、給付金を支給します。

※ 給付金を受け取る場合は事前に福祉事務所職員 と面談が必要

【対象】以下の全ての要件を満たしている人

- □ 児童扶養手当を受給、もしくは同等の低水 準の人
- □ 養成機関において 1 年以上の課程を修業し、 資格取得が見込まれる人
- □ 就業または育児と就業との両立が困難であると認められる人
- □ 過去に同様の給付金制度を受給していない人

[対象資格]

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理 学療法士、作業療法士、社会福祉士、歯科衛 生士、調理師など

[支給額]

住民税非課税世帯の場合100,000円/月(最終年度140,000円/月)

住民税課税世帯の場合70,500円/月(最終年度110,500円/月)

■自立支援教育訓練給付金について

主体的な能力開発の取り組みを支援し、自立を促進するため、給付金を支給します。

※ 給付金を受け取る場合は事前に福祉事務所職員 と面談が必要

【対象】以下の全ての要件を満たしている人

- □ 児童扶養手当を受給、もしくは同等の低水 準の人
- □ 受講開始日現在において、雇用保険法による 教育訓練給付の受給資格を有していないこと
- □ 支給を受けようとする者の就業経験、技能、 資格の取得状況や労働市場の状況から判断 して当該教育訓練を受けることが適職につ くために必要であると認められるものであ ること